

---

平成28年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成28年6月13日 (月曜日)

---

議 事 日 程 (1)

平成28年6月13日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第36号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第37号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第6 議案第38号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

第7 承認第3号 専決処分事項の承認について

第8 承認第4号 専決処分事項の承認について

第9 報告第1号 平成27年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第10 報告第2号 専決処分事項の報告について

---

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉      書記 中野 功明      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】 5名

---

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、4月1日付で課長の異動がっておりますので、副町長から報告していただきます。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

おはようございます。

それでは、28年4月1日付の新配置に係ります課長の紹介を行います。なお、敬称のほうは略させていただきます。

まず初めに、新たに課長昇格となりました教育委員会、学校教育課長の新開晴浩です。

○学校教育課長 新開 晴浩

よろしく申し上げます。

○副町長 鶴原 洋一君

次に配置異動でございます。

住民課長の岡本正美です。

○住民課長 岡本 正美君

よろしく申し上げます。

○副町長 鶴原 洋一君

地域づくり課長の入江真二です。

○地域づくり課長 入江 真二君

よろしく申し上げます。

○副町長 鶴原 洋一君

環境住宅課長の井上康治です。

○環境住宅課長 井上 康治君

よろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で報告を終わります。

.....

午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは、直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成28年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

まず、このたびの平成28年熊本地震におきまして、多くの人命、財産が奪われております。熊本県を中心とした一連の地震は、発生から丸2カ月が経過いたしますが、現在も避難生活を余儀なくされている方々が多数おられる状況であり、被災された皆様のお気持ちを考えますと言葉もなく、早く復興の兆しが見えてきますことを切に願ってやみません。ここで、芦屋町議会といたしましても、被災地の方々に心からお見舞いと、深い哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

皆様、御起立を願います。黙祷。

[黙 祷]

○議長 小田 武人君

ありがとうございました。御着席ください。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

---

#### 日程第1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月13日から6月21日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、4番、内海議員と9番、辻本議員を指名しますので、よろしく願います。

---

#### 日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、早速、平成28年芦屋町議会第2回定例会の議案上程前に、平成28年芦屋町議会第1回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず、1点目は、熊本地震における救援物資及び人的派遣等についてです。

4月14日、16日と熊本地方で連続して発生した地震は、マグニチュード7.3を観測しました。芦屋町においても、14日は震度3、16日は震度4を記録しました。幸いなことに、芦屋町においては、被害はございませんでした。

熊本での甚大な被害を受け、芦屋町では、水、紙おむつ、トイレトペーパー、タオル、生理用品の5品目に絞った救援物資を募集し、4月20日から24日までに、町内外352人の皆様から、たくさんの物資が寄せられました。また、同時進行で物資の仕分け、梱包を芦屋町食生活改善推進会、芦屋町婦人会、八朔の会で構成する女性防火・防災クラブの皆様の御協力を得て、25日に4トントラック1台分を、無事に熊本に届けることができました。残りの救援物資については、福岡県を通じて被災者に届けるようにしています。

義援金につきましては、皆様の御協力により5月末現在で91万3,857円を、日本赤十字社に寄附しました。

人的支援としましては、被災宅地危険度判定士の資格を持つ職員3名を被災地での宅地調査・判定を行うため、5月8日に熊本市へ派遣しました。また6月29日、30日には、熊本県益城町の避難所運營業務として1名を派遣する予定で、今後も職員派遣につきましては、福岡県からの要請に基づき対応を行ってまいります。

ボートレース芦屋でも、熊本地震の被災地支援募金を行い、5月17日、日本財団の笹川陽平会長を訪問し、お客様などから御協力をいただいた26万1,000円を寄附いたしました。ボートレース芦屋での募金活動は、10月末まで継続して行う予定です。

また、日本財団の支援活動に協力するため、5月16日から23日まで被災地に競艇事業局の職員を派遣し、見舞金の支給や瓦れきの撤去作業などを実施いたしました。引き続き、6月20日から27日まで人的支援を行う予定です。

2点目は、九州女子大学と九州女子短期大学との包括的地域連携協定の締結についてです。

3月29日、芦屋町と学校法人福原学園九州女子大学と九州女子短期大学は、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的、効率的に連携できるよう「包括的地域連携協定」を締結しました。地域に根差した実践教育を展開する大学と、大学の知見やノウハウを生かした地域づくりを推進する町が、両者の持つ資源を結集し、行政や地域、大学が抱える課題の解決、社会性や実

践力を身につけた学生の育成など、双方のメリットを効果的かつ最大限に生かすとともに、お互いの取り組みを加速化するために締結するもので、双方とも包括的な地域連携は初の取り組みとなります。

現在、土曜「学びあいルーム」への学生派遣の充実のほか、子育て分野での具体的な取り組みなどの検討が進められています。

3点目は、地域おこし協力隊の着任についてです。

4月1日、芦屋町に2人の地域おこし協力隊が着任しました。フォトグラファーや観光コーディネーターといったそれぞれのキャリアを生かしながら、外部目線からの魅力発見や情報発信、総合的な観光推進を担っていただき、芦屋町に新しい風を起こしてくれることを期待しています。

現在、フェイスブックやアッシーを活用した情報発信、町内各所の探索や写真撮影、人脈づくりのほか、町民の皆さんと隊員との交流拠点づくりのための企画提案を進めています。今後は、観光推進プロジェクトや各種イベント実行委員会への参画など、さらなる人脈づくりの中で、1日でも早く地域に溶け込んでいけるよう、町全体で快く受け入れることが大切になります。

4点目は、町税の単税方式による納め方の変更についてです。

平成28年度から住民税、固定資産税、国民健康保険税を各税目ごとに納める単税方式に変更いたしました。

これまでは、3税をまとめて納める集合徴収方式でしたが、この方式を取り入れている市町村は、全国的にも少なく、電算システムの改修の際、独自改修が必要となり、別途改修費用が発生していました。また、法改正等の対応にも苦慮していました。

単税方式に変更することにより、電算システムを独自に修正する必要がなく、また各税目ごとに納税通知書を作成でき、各税金の計算方法を詳しく記載することが可能となりました。あわせて、税目ごとに別々の口座から引き落とすことも可能となりました。今後とも単税方式への御理解と御協力をお願いいたします。

5点目は、北九州市との連携協約締結についてです。

4月18日、北九州市で北九州都市圏域トップ会議が行われ、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンが決定され、その後の連携協約締結式において、北九州市と芦屋町との連携協約が締結されました。

今後、「住みやすく、人を惹きつける圏域」を目指しながら圏域人口の急速な減少抑制を目標に、有効な連携を図っていくこととなります。

生活関連機能サービスの向上に係る取り組みでは、下水道事業の広域化の検討や公共交通ネットワークの確保・維持のための検討、移住・定住促進事業などを推進してまいります。

6点目は、第2次芦屋町ボランティア活動推進計画についてです。

第2次芦屋町ボランティア活動推進計画については、5月6日まで素案に対するパブリックコメントを実施し、2名の方から延べ12件の御意見をいただき、これらの意見を踏まえ5月25日に計画として決定いたしました。この計画書は、住民の自主的・自発的な非営利の公益的活動を支援し、住民と行政の協働のまちづくりを推進するためのもので、今後の町のボランティア活動の指針として実行してまいります。

7点目は、芦屋町教育大綱の策定についてです。

教育大綱は、町の教育、学術文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めるものです。5月6日から6月3日まで素案に対するパブリックコメントを実施しましたが、御意見はありませんでした。

今後は、成案化への手続を進め、6月中に決定する予定です。先人たちが築いてきた文化や伝統を守りながら芦屋町の未来を担う子どもたちやふるさと芦屋で、心豊かに生きていく人たちのための指針になればと考えています。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

**○議長 小田 武人君**

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第36号から日程第10、報告第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

**○議長 小田 武人君**

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第36号の芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年10月から県の制度改正に伴い、中学3年生までの児童に対し、新たに精神病棟入院に係る費用を助成対象とする一部改正を行うものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第37号の平成28年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,600万の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、緊急防災・減災事業債や過疎対策事業債、財政調整基金繰入金を増額補正したほか、社会資本整備総合交付金を減額補正しております。

歳出につきましては、熊本地震被災地義援金を措置したほか、緑ヶ丘団地12棟内部復旧工事や中央公民館自家発電設備改修工事を計上しております。

議案第38号の平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において、芦屋競艇従業員労働組合と労使交渉結果に基づき、日額賃金等を引き上げましたので、これに伴う芦屋本場、ボートピア勝山、高城の従業員賃金、保険料等、増額計上しております。

また、熊本地震の支援及び2020年パラリンピックの支援のため、日本財団への寄附金を新たに計上しております。

次に承認議案でございますが、承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部改正を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成27年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方創生加速化事業や臨時福祉給付金等給付事業について、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（5棟）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第37号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

12ページの7目企画費の13節委託料についてです。グラフィックデザイナー派遣業務委託の内容についての説明をお願いいたします。

続いて10目諸費、26寄付金、熊本震災地義援金ということで、上げられていますが、義援金を送ることについては理解できますが、500万ということになった理由、また審議内容、そういったものについての説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

では、グラフィックデザイナー派遣業務委託について説明します。昨年度、地域おこし協力隊を3名募集する中で、このグラフィックデザイナーについては、その中で対応するように考えておりましたが、辞退をされましたので、今後、そういう派遣で対応するということですね、7月から来年3月分までの派遣業務委託料を計上しているものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

義援金の熊本に送るものにつきましては、東日本のときもやはり500万という形の中で義援金を送っておりますので、同じ金額を送ろうという形と、あと郡内4町とも合わせまして500万という形の中で、義援金の金額については決定したという形になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

妹川です。

7ページですね、3目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金が2,500万減額されているようですが、これは道路改良をするものの中身だろうと思います。それに伴って18ペー

ジの支出のところですね。歳出のところ、2目道路新設改良費、結局、この社会資本整備総合交付金が減額された後の、後は地方債と一般財源で賄うということと認識しますが、この道路新設改良費というものは、どういうところを指しているのか。そして、この社会資本整備総合交付金はあくまでも国から、ないしは国から財源をもらうということでしょうけど、それがもらえなくなったことによって、地方債、一般財源で賄うということになるのでしょうか。

もう1点は、7ページの総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度補助金（個人番号カード関連事務）で、補正額が約400万円補正されていますが、これは個人カード、今ですね、マイナンバー制度のことであろうと思うが、今日まで26年度、27年度、28年度、このマイナンバーカードのための予算を執行した金額ないしは28年度、また補正予算等でありますけれど、答えていただけるなら今、全額いくぐらいマイナンバー制度のために使われているのか。また、補正予算で約400万円追加されますけど、また今年、来年度ふえていくのだろうかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長 小田 武人君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 松浦 敏幸君**

7ページの土木費の国庫補助金でございますが、事業費の要望額に対しまして内示額がですね、4,713万4,000円となりまして、内示額が要望額の約65%です。減額されたものでございます。

工事の内容といたしましては、工事箇所がですね、芦屋唐戸橋や築廻1号橋のですね、橋梁長寿命化補修工事。それと粟屋糠塚線道路改良工事。それと道路照明等整備工事。それとはまゆう観光道路擁壁補修実施設計。それと道路補修工事といたしまして、幸町海岸線、それと江川台1号線、それと中ノ浜正門町線、それと大君3号線、船頭町5号線のですね、道路改良工事を行うものでございます。

以上でございます。

**○財政課長 藤崎 隆好君**

それでは、道路改良工事の財源の関係について御説明をいたします。

18ページのほうで、国庫支出金が2,546万6,000円減。これは先ほど都市整備課長が説明した減の分でございます。それから、不足する財源を地方債で賄うということで、2,090万円、残りが一般財源となっておりますが、この地方債の内訳につきましては、11ページに町債の過疎債対策事業（ハード分）というのがございますが、この中にあります2,090万円、社会整備総合交付金が減になった分をこの過疎債のハード分で賄い、過疎債の対象にならない分については、一般財源で賄うという内容になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

マイナンバーカードの件になりますが、7ページですかね、この件につきましては、マイナンバーカードの通知というのがですね、昨年の秋以降に始まってですね、おります。その関係で今、マイナンバーの申請関係、それから交付関係、ちょっと数字を述べたいと思います。

ことしの5月末時点ですね、申請が1,090件。それからマイナンバーカードが町に届いているのが1,022件。交付したのが788件ということになっています。人口、4月末が1万4,339人です。それに、人口に対する申請の率としては7.6%というふうになっている。このマイナンバーカードにつきましては、まだまだ申請の数が少ないということで、郡内の状況も大体7%、8%の申請で動いているという状況であります。

経費につきましては、今後通知関係とかですね、いろいろ出てくる中で、今後ふえていくだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ありがとうございます。私が聞きたかったのは、28年度のそのマイナンバー制度に関する国からの補助金ですね。いわゆる28年度、新年度予算で決められた予算があるし、今、補助金が今、出てきましたね。補正として。27年度は結論的にいくら使ったのか。26年度はいくら使ったのか。私が知りたいのは、マイナンバー制度のためにどれだけの国からの予算が配分されてきているのか。それを知りたかったわけですけど、今、お答えできなければ、また後からでいいのですが、わかれば出していただきたいと思っています。そのことで質問しました。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

わかる範囲でお答えしたいと思います。

この7ページですね、補助金の関係になりますが、これ、県からの通知、当初111万程度で上げていた分になりますが、県からの基本的な補助金につきましては、人口に応じた補助金ということで算出しております。年額、それから2回にわたる通知に関しましては、今度は上限という形で来ております。その分を含めて今回約370万の補正をしたということになります。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

妹川議員さんが言われております総額については、ちょっと今のところこの補正の中で想定しておりませんので、26、27、一応電算関係のシステムを相当やり直しておりますので、そこら辺については、ちょっと積算をした中でお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

2点お尋ねしたいと思います。

15ページの1保険衛生費の1目のところですが、19節の負担金、補助金及び交付金のところ。不妊治療費助成金90万円計上してありますが、この制度は人口増加対策の一環かなと思っております。県にも確かこういう制度があったと思いますが、これとの関連と言いますか、何か説明をいただきたいと思っています。

それと、もう1点、次のページ、16ページ、林業振興費の需用費ですが、林業と書いてありますので、多分松の話かと思っておりますが、この内容を説明願いたいと思います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

では、不妊治療費の助成について説明させていただきます。

地方創生総合戦略におきまして、若い世代が安心して、結婚、出産、子育てができる環境をつくる政策目標を掲げております。その中で、妊娠期から出産までの支援の充実の一貫といたしまして、7月1日から不妊治療に対する助成制度を開始することといたしました。

助成内容といたしましては、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成の決定を受けた方に対して、10万円を上限として上乗せ助成をするものです。また、特定不妊治療に至る経過の一貫として実施した男性不妊治療についても1回につき10万円までの助成を行います。助成回数は県と同様に妻の治療開始年齢が42歳までの場合、通算3回まで、妻の治療開始まで39歳までの場合、通算6回までとし、助成期間につきましては、制限がありません。

26年度に県の不妊助成制度を利用している芦屋町在住の方は3名いらっしゃいます。延べ6回の治療を行っておりますので、今回男性治療助成も勘案した中で、90万の予算計上をいたしました。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それでは16ページの林業振興費、需用費で94万8,000円のことで説明させていただきます。

まず、これは松の植樹の件でございまして、今年度、宝くじ松ということで、植栽事業の助成金が新たに発生しておりました。これは10ページの雑入の中で、宝くじ松76万6,000円、これは松の苗分1,000本分の助成金を得ておりますので、このふえた分の松苗、それと肥料、運搬諸経費等の支出94万8,000円を計上しております。植える松につきましては、従来スーパークロマツというマツノザイセンチュウに強いクロマツを植えておりましたけれども、今回はさらに強いと言われますハイパークロマツというものを植える予定でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

まず、先ほどの不妊治療の関係で、ちょっと私聞き取りにくかったと思われませんが、これ、県の補助金があるのにプラスということなんですかね。その件1点。それと、回数等わかりました。

それと、今の2点目、松の関係ですが、スーパーの上にハイパーという話を今聞きましたが、どこがどの程度違うんですかね。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

福岡県の不妊治療助成制度というのがございます。この分につきましては、初回が30万円の助成、2回目以降が15万円の助成ということで福岡県のほうで行っております。その分の上乗せということで、芦屋町といたしまして10万円を限度に上乗せするという助成になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

今のハイパークロマツについてですけれども、県のほうがマツノザイセンチュウにより強い抵

抗性のある松を植えようということが1つの松くい虫の被害の防除の1つの方法で、従来の筑前スーパークロマツというものの同士を交配して育てて、それに病原性の強いマツノザイセンチュウを注入して、それでも枯れなかったというような松の木を開発して、それをハイパークロマツというふうな名前で、今後それを植えていこうというようなことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

ページ数、19ページをお願いいたします。19ページの消防費、消防の13節委託料にモーターサイレン整備実施設計委託が上がっております。この概要についての御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

モーターサイレン整備設計委託という形の中で、現在、芦屋町にモーターサイレン消防等の災害等に関しましては、山鹿部に1カ所と本庁舎に1カ所ついております。昔は、今の新緑ヶ丘団地、浄水場にモーターサイレンを設置していたんですけど、施設が変わるという形で、そこを撤去しておりまして、栗屋、大城、浜口の方から災害時のモーターサイレンが聞こえづらいということがありまして、今回、新たにその地域のところに今回モーターサイレン設置という形の中で実施設計を上げるという形にしております。場所につきましては、495号線の旧芦屋クラブですかね、現在、今、495号線、競艇場のほうに向かいまして右側にソーラーパネルを設置しているところがあるんですけど、その横が、九州防衛局の土地でございまして、そこを借り受けして、一応整備を進めたいという形の中で、この実施設計委託を上げているものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

概要、わかりました。今の設置場所については、芦屋クラブの近くの防衛庁の土地ということですけども、このモーターサイレン、要するにサイレンの設備については、恒久的なものだと思うんですけども、防衛庁から借地をして、後で返せとかいう話になったら、もう要するに、いろいろな工事も掛かっているわけだし、その辺は、町有地はなかったんですかね。その辺お尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町有地につきましては、その近くに代替になるようなところはちょっとございませんでしたので、このところを借り受けするという形の中で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そうしたら、防衛庁のほうは別に恒久的なものでも問題ないという御判断でよろしいんですね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的、恒久的というのは非常に難しいところもあるかと思いますが、一応、基本的には5年更新という形の中で、現在調整は掛けさせていただいている状況になります。一応、そこで設置をさせていただくという形の中で、その許可が下りれば5年ごとの土地の借用につきましては、5年ごとの借地になるかという形になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございせんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。今、言われました19ページの下の項ですけども、工事請負費、旧第2分団ホース乾燥塔撤去工事、これについてのいきさつをお願いいたします。

それと、その下にあります区分の18、備品購入費ですが、防災設備用無停電電源装置ですけども、これにつきましては、どこで使用されるものか確認をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

工事請負費の旧2分団ホース乾燥塔撤去工事という形で、この旧2分団車庫につきましては、幸町の役場を出て右側にあります、かなや酒店の前に2分団車庫がございます。その奥に2分団のホース乾燥塔が設置されているんですけど、新たに2分団につきましては移転しまして、現在

残っているこのホース乾燥塔が老朽化によりまして、躯体等が非常に悪く、今回の4月の地震のときにも一部部品が、金具止めが落下するという形の中でありますものですから、近所の住民の方からも不安の声がありますので、今回この撤去工事を行うものでございます。

備品購入としましては、防災行政無線に関します無停電装置を2台設置するような形で考えております。場所につきましては、総務課のほうに防災行政無線とJアラート、全国瞬時通報システムのこの2系統が連携・連動しているんですけど、両方ともデスクトップ型のパソコンでして、停電が起きたときには、電源が落ちてしまうということがありますので、停電にも対応できるような形で無停電装置をこのJアラートと防災行政無線に設置するために2台を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第38号についての質疑を許します。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

6ページ、1総係費の43寄附金で提案理由の説明の中では、熊本地震の支援及び2020年パラリンピックの支援のため、日本財団への寄附金を新たに計上しておりますとなっておりますが、この寄附金の1,500万円の内訳はどのようになっているか。また、その金額決定の過程はどのようになっているか、そういったところの説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

まず、内訳についてでございます。熊本支援のために1,000万円でございます。日本財団への寄附につきまして、今年度、ボートレース大村が東日本震災支援に500万円、熊本支援に500万円、ボートレース唐津も熊本支援に1,000万円の寄附をしており、ボートレース芦屋といたしましても、1,000万円が限度と考えたものでございます。

続きまして2020年の東京パラリンピック支援のために500万円でございます。日本財団はパラリンピックサポートセンターを設置、パラリンピックムーブメントを促進するために一元

的な支援事業を実施されております。東京パラリンピックの成功が日本の障害スポーツの発展につながってまいります。この社会貢献事業にボートレース芦屋として、日本財団に寄附するもので、施行者としては寄附といたしまして、先陣を切ることになります。500万円は、日本財団会長杯競走の収益を元に行う考えで、2016年から20年の5カ年という期間の寄附を予定し、金額を決めたものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、震災の寄附については、芦屋町では東北の大震災のときには、したのかどうかということと、それと、パラリンピックに500万とかなっていますが、この震災の費用を含めて寄附金が上がっていますが、この寄附金は日本財団から要請があったのか、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

ボートレース芦屋といたしまして、東日本震災の支援についての寄附は行っておりません。また、寄附の支援の要請があったかという御質問でございますが、日本財団から支援があったものではございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今度の予算の変更の中で、芦屋競艇従業員労働組合と労使交渉結果に基づき、日額賃金を引き上げるということで、6ページにですね、書かれておりますね。それで、開催費として3項目、ボートピア勝山、ボートピア高城場外発売受託事業費という形で賃金が細かく分けて書かれていますが、現在の日額賃金はいくらであったのか。それを引き上げ額がどのようにわかるわけですか。従業員の定数が全部で何人いらっしゃるのか。これはもう全ての従業員の数で結構ですので、それに日額を掛ければ金額がわかります。

そして、この従業員の方は全て組合員なのかどうかということですね。

それから、その地域によって、例えばボートピア勝山、ボートピア高城、そういうところの賃金は同一賃金であるのか。それから、組合との交渉は何回ほどやられて、こういう結論になった

のか。よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

まず、従業員の月額賃金でございますけども、芦屋本場につきましては、従前6,450円でございます。勝山、高城につきましては、月額6,200円、これをそれぞれ30円引き上げるという内容でございます。それと組合員の従業員の人数ですけども、芦屋本場現在63名、勝山が25名、高城は18名でございます。

全員組合員かということですけども、組合未加入者はいないと認識しております。

組合、交渉でございますけども、最高理事者である管理者を交えての団体交渉というところまでいっていませんけども、事務方での折衝を4回、5回と繰り返しをしてきているというところでございます。これは、正式な席上もあれば、業務の終了後にちょっと集まって話し合いをしたというところも含めての内容でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今現在いくらだったのが、いくら値上げして、いくらになったのか。ちょっと聞きづらかったので、もう1回お願いします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

芦屋本場は、6,450円。これを30円引き上げた。6,480円に変えたということです。勝山、高城につきましては、従前6,200円を30円上げて、6,230円としたというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、賃金の説明がございました。それで、現在が6,450円が30円上がって6,480円ということですけど、30円で微妙な数字なんですけど、この根拠が何かございますか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

端的に申し上げれば、組合の要求額でございます。ただ、この内容について折衝等で説明を求めたところ、地方公務員の行政一表の給与の改定率を参考にしてもらったと。つまり、27年度の人事院勧告での職員給与の引き上げを参考にしているという説明でありました。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、人事院勧告という捉え方をちょっとされているんですが、今回の人事院勧告にボーナス関係も若干の影響が出ているんですが、これについては、あくまでも日額だけの値上げで、ボーナス関係については影響はないということですか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

一時金につきましては、昨年の夏に公務員並みの支給をするということでの労使妥結をやっておりますので、その辺の費用も今回加味して、計上させていただいております。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そうしますと、ボーナスも上がるということですが、失礼ですけど、相対的に1年間で平均的な給与6,450円の方が大体いくらぐらい上がるものなんですか。よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

日額賃金を30円引き上げて計上しております。それと、一時金につきましても0.1月相当分を今回引き上げるように予算計上しております。これらを合わせますと、おおむね2万円弱、年収ベースでは変わるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、承認第4号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは専決処分ですが、この内容を見ますと、第3条、第28条の中です、52万を54万に改めるとか数字の変更がずっと上がっていますが、これによって住民にとってはですね、この国民健康保険税がどうなるのか。住民負担が起るのかどうか。そういったところを、どうなるのかを御説明いただきます。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

今回の課税の限度額を昨年と比較しまして、52万円が54万円ということで、増額されたということで、これについて該当者がどの程度かということで、負担がふえるかということになるかと思えます。今現在、具体的に限度額52万円を超えている方の人数、今、ちょっと手元資料がございません。後日回答させていただきたいと思えます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これはもう専決処分なので、もう決まったことなので、議会が否決してもですね、これはこのまま行われるということですが。住民負担がふえるとかそういったふうな問題があるのであれば、それはやはり私は専決処分で行うのではなくて、やっぱりちゃんと議会を開いて、議会にかけてですね、住民の代表としての論議を踏まえた中でやるべきだというふうに思えますので。これがですね、今回、そういったことを開く間がなかったということで、こういった具合になっていると思えますけど。実際に本当に条件的になかったのか。もし、条件的にあるのであれば、やはり臨時議会を開いてですね、ちゃんと議会の中での論議を踏まえてこういったことをですね、やるべきだというふうに思えますので、今後は専決処分についてもですね、そういった立場で対応していただきたいと思えます。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

これは地方税法の改正ということで、これまでも地方税法の改正に伴って、私どもは3月31日、4月1日施行で議会の開催をするいとまがないということで、このようにさせていただいております。したがって、今後ともそういう形にならざるを得ないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第36号から日程第8、承認第4号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時03分散会

---